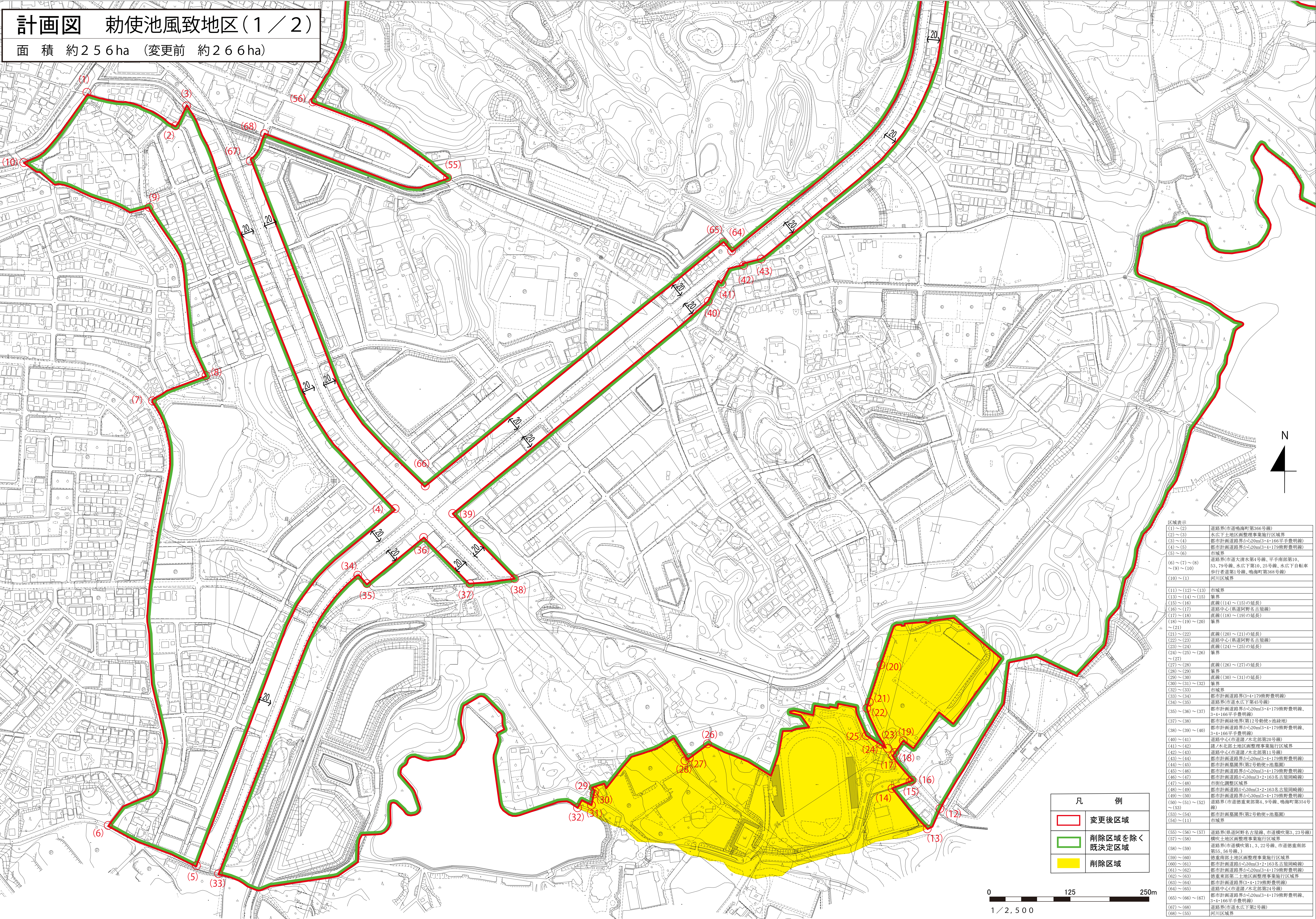


計画図 勅使池風致地区(1 / 2)

面積 約256ha (変更前 約266ha)



区域表示	
(1)～(2)	道路界(市道鳴海町第366号線)
(2)～(3)	水底下土地区画整理事業施行区域界
(3)～(4)	都市計画道路界から20m(3・4・166号手巻明線)
(4)～(5)	市域界
(5)～(6)	道路界(市道大津水第4号線、平手南部第10、53、79号線、水底下第10、25号線、水底下自転車歩行者道第1号線、鳴海町第368号線)
(6)～(7)～(8)～(9)～(10)	河川区域界
(10)～(11)	
(11)～(12)～(13)	市域界
(13)～(14)～(15)	直線(14)～(15)の延長
(15)～(16)	道路中心(県道阿野名古屋線)
(16)～(17)	直線(16)～(17)の延長
(17)～(18)	直線(18)～(19)の延長
(18)～(19)～(20)～(21)	直線(20)～(21)の延長
(21)～(22)	道路中心(県道阿野名古屋線)
(22)～(23)	直線(23)～(24)の延長
(23)～(24)	直線(24)～(25)の延長
(24)～(25)～(26)	直線(26)～(27)の延長
(26)～(27)	直線(27)～(28)の延長
(27)～(28)	直線(28)～(29)の延長
(28)～(29)	直線(30)～(31)の延長
(29)～(30)	直線(31)～(32)の延長
(30)～(31)～(32)	直線(32)～(33)の延長
(32)～(33)	市域界
(33)～(34)	都市計画道路界(3・4・179号手巻明線)
(34)～(35)	道路界(市道水底下第45号線)
(35)～(36)～(37)	都市計画道路界から20m(3・4・179号手巻明線、3・4・166号手巻明線)
(37)～(38)	都市計画道路界(第12号動便池敷地)
(38)～(39)～(40)	都市計画道路界から20m(3・4・179号手巻明線、3・4・166号手巻明線)
(40)～(41)	道路中心(市道津ノ木北部第20号線)
(41)～(42)	津ノ木北部土地区画整理事業施行区域界
(42)～(43)	道路中心(市道津ノ木北部第11号線)
(43)～(44)	都市計画道路界から20m(3・4・179号手巻明線)
(44)～(45)	都市計画道路界(第2号動便池敷地)
(45)～(46)	都市計画道路界から20m(3・2・163号古屋岡崎線)
(46)～(47)	都市計画道路界から20m(3・2・163号古屋岡崎線)
(47)～(48)	市域界
(48)～(49)	都市計画道路界から20m(3・2・163号古屋岡崎線)
(49)～(50)	道路界(市道徳重東部第4、9号線、鳴海町第354号線)
(50)～(51)～(52)～(53)	市域界
(53)～(54)	都市計画道路界(第2号動便池敷地)
(54)～(55)	市域界
(55)～(56)～(57)	道路界(県道阿野名古屋線、市道横吹第3、23号線)
(57)～(58)	横吹土地区画整理事業施行区域界
(58)～(59)	道路界(市道横吹第1、3、22号線、市道徳重南部第55、56号線、)
(59)～(60)	徳重南部土地区画整理事業施行区域界
(60)～(61)	都市計画道路界から20m(3・2・163号古屋岡崎線)
(61)～(62)	都市計画道路界から20m(3・4・179号手巻明線)
(62)～(63)	徳重東部第一土地区画整理事業施行区域界
(63)～(64)	都市計画道路界(3・4・179号手巻明線)
(64)～(65)	道路中心(市道津ノ木北部第24号線)
(65)～(66)～(67)	都市計画道路界から20m(3・4・179号手巻明線、3・4・166号手巻明線)
(67)～(68)	道路界(市道水底下第2号線)
(68)～(55)	河川区域界

凡 例	
	変更後区域
	削除区域を除く 既決定区域
	削除区域